

北海道教育大学札幌校学内学生団体「●●●●」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体(会,部)は、「●●●●」と称する。

(目的)

第2条 本団体(会,部)は、(具体的活動内容を記載)を通じて団員(会員,部員)相互の親睦を深め、あわせて団員(会員,部員)の学生生活の充実を図ることを目的とする。

本団体(会,部)は、(具体的活動内容を記載)を通じて(競技名)の発展及び団員(会員,部員)の自己研鑽を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本団体(会,部)は、第2条の目的を達成するために次のとおり活動を行う。

- (1)
- (2)
- (3)

第2章 団員(会員,部員)

(構成員)

第4条 本団体(会,部)は、北海道教育大学札幌校に所属する学生をもって構成する。

(入団(入会,入部))

第5条 本団体(会,部)に入団(入会,入部)を希望する者は、代表に入団(入会,入部)の申請しなければならない。

(退団(退会,退部))

第6条 本団体(会,部)を自らの意志により退団(退会,退部)しようとする者は、団長(会長,部長)に退団(退会,退部)の申請をし、任意に退団(退会,退部)することができる。

(団員(会員,部員)資格の喪失)

第7条 団員(会員,部員)が以下の各号に該当する行為を行ったときは、その資格を失う。

- 1 公序良俗に反する行為並びに本団体(会,部)の秩序を乱すような行為
- 2 本規約に違反する行為

第3章 役員

(役員)

第8条 本団体(会,部)に以下の役員を置く。

1. 代表(団長,部長,会長.) 1名
2. 副代表(副団長,副部長,副会長. . .) ○名

(参考例)

3. 会計 ○名
4. 会計監査 ○名
・・・(以下必要に応じて、主務、書記、マネージャー等を規定する。)
(役員を選出)

第9条 役員は、団員(会員、部員)の互選により選出する。
(役員任期)

第10条 役員任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、再任されることができる。
(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

1. 代表(団長、会長、部長)は、本団体(会、部)の業務を総理し、この団体を代表する。
2. 副代表(団長、会長、部長)は、代表(団長、会長、部長)を補佐し、代表(団長、会長、部長)に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本団体(会、部)の企画運営における金銭管理を行う。
4. 会計監査は、本団体(会、部)会計の状況に関する監査を行う。

(顧問)
第12条 本団体(会、部)に顧問を置き、北海道教育大学札幌校教員に委嘱する。

第4章 会計

(経費)

第13条 本団体(会、部)の経費は団費(会費、部費)及び大学からの経費補助をもって充てる。

(会費)

第14条 団員(会員、部員)は、別に定める団費(会費、部費)を毎月(年に1度)払わなければならない。

(本団体(会、部)は会費を徴収しない。ただし、必要に応じ臨時に必要な経費を徴収することができる。)

(会計年度)

第15条 本団体(会、部)の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また、毎年決算を行い、会計監査を経て団員(会員、部員)に報告しなければならない。

第5章 その他

(規約改正)

第16条 本団体(会、部)規約の改正には、全団員(会員、部員)の過半数の賛成を必要とする。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本団体(会、部)の運営に関し必要な事項は、代表が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。